

令和元年11月21日

組合員・利用者の皆さま

J A庄内みどり  
信用部

キャッシュレス・消費者還元制度  
三菱UF Jニコス J Aカード11月21日よりポイント還元開始について

日ごろより当J A事業に格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

このたび、11月21日より三菱UF Jニコス J Aカードにおいて、キャッシュレス・消費者還元制度によるポイント還元を開始します。当J Aにおいては、生活特産課、山居館、葬祭センターでいずれも5%の還元になります。当該カードでお支払いいただくと、「J Aカードわいわいポイント」「J Aカードゴールドポイント」を受け取ることができます（※1ポイント4円相当）。期限は令和2年6月までの予定です。

なお、J C BカードおよびJ A-S Sでのお支払いについては10月1日より、既に還元を開始しています。

キャッシュレス・消費者還元事業は経済産業省の事業であり、当J Aは10月1日よりの還元開始を目指し、手続きを進めていましたが、関連カード会社等での手続きに時間を要し、本日よりの還元開始となりました。組合員・利用者の皆さまには大変ご迷惑をおかけして誠に申し訳ございません。

ご不明な点につきましては、本所信用部金融統括課までお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

信用部 金融統括課  
山形県酒田市曙町一丁目1番地  
電話：0234-26-5540